

鯖江藩大庄屋の職掌について

野尻 泰弘

はじめに

越前国内の諸藩には大庄屋が設置されており、藩の支配や地域に対して様々な役割を果たしていたことはよく知られている。しかし、その設置時期や制度的変遷などはまだ不明な点が多い。越前国内における大庄屋についてはまだ研究蓄積が薄い¹⁾が、近年は在地において大きな力を持っていた大庄屋の分析から、地域社会を明らかにしようとする動きが活発化している²⁾。かつての大庄屋研究は、大庄屋を藩の地方支配の末端や一揆の打ちこわしの対象といった面で分析されてきたが、

現在では、大庄屋と地域との関連を実態面から追究しようとしている。筆者もこのような研究動向に大きく学び、近世越前の様相を明らかにしたいと考えている。そこで、享保期の立藩より廢藩に至るまでほぼ一貫して大庄屋制が施行されていた鯖江藩を事例に先の課

題を考察していく。その基礎作業として、本稿では大庄屋の職掌について検討する。鯖江藩大庄屋制は享保七年の大庄屋制施行、寛延二年の大庄屋一斉罷免、宝暦二年からの触元制、宝暦一二年からの大庄屋制再施行といった制度的変遷がある。本稿では、それぞれの時期について大庄屋の職掌の確認を行う。なおここでは、陣屋附村を管轄した陣屋附庄屋も大庄屋に含めて論じていく。

本論に入る前に先行研究を一瞥しておく。鯖江藩大庄屋の職掌についての先行研究としては吉田叡氏の論文³⁾を、触元については浅井潤子氏の論文⁴⁾をあげることができる。吉田氏は、乙坂組大庄屋千秋家の天保六年の「御用日記留」を用いて、天保飢饉の影響を受ける前の大庄屋の性格を明らかにした。ここでは、全国の大庄屋で多く見られるような一般的な職掌⁵⁾が明らかにされている。浅井氏は、触元そのものを研究してはいないが、論考に付随する形で触元の給米などについて述べている。したがって、鯖江藩大庄屋の職掌を正面から扱った研究は吉田氏のもののみということになる。しかし、吉田氏の研究は、天保

六年の御用留の内容についてのみ分析したものであり、先述した制度的変遷を経ながらも一四〇年以上にわたり存在した大庄屋制全般についての検討はない。また、御用留を使用した研究についても近年新たな指摘がなされており、その点についても留意しておきたい。当該地域には大庄屋の御用留がまとまって現存していることは従来指摘されていたが、それについて史料学的に検討されたことはなく、今後はその全容の把握も急務といえる⁶⁾。

I 触元役以前の大庄屋の職掌

享保七年(一七二二)から寛延二年(一七四九)までの大庄屋の職掌についてみてみよう。ここでは東鯖江村の陣屋附庄屋窪田家の御用留⁷⁾やその他の個別事例より当該期の大庄屋の職掌を明らかにしていく。

① 用水関係など

鯖江藩領は幕領・他藩領と錯綜しており、用水などで争論になることも多かった⁸⁾。また、用水に関わる事件は大庄屋の組下村内でも起きており、これを取扱うのは大庄屋の重

要な職務であった。

享保七年（一七三二）五月、中新庄村内の江筋取極証文を下新庄組大庄屋へ提出している¹¹。延享四年（一七四七）二月には、戸谷村・長尾村・三ツ屋村・中新庄村の江浚に際し、下新庄組大庄屋が立ち会っている¹²。

用水が破損した場合に修復を願ひ出る際の経路は次のようになっていた。村より願書上申↓役所が大庄屋へ江筋見分を仰せ付ける↓大庄屋が見分、結果を役所へ上申↓役所が指図を仰せ付ける↓村。以上から、用水取締には大庄屋が深く関与していたことがわかる。

また、他組・他領との用水などの争論調停においても大庄屋が話し合いに出てくることになっていった。例えば、寛保元年（一七四一）

一〇月、下新庄組上新庄五か村が藩の東御蔵へ年貢米を運送するときに通る福井藩領上鯖江村・五郎丸村の道の補修を願った際、陣屋附庄屋東鯖江村彦左衛門・定次村庄屋久兵衛が福井藩領の村との仲介をしている¹³。

②人足・才覚金関係

人足や才覚金の徴収にも大庄屋は重要な役割を果たした。

享保一三年（一七二八）八月、鯖江城下の

「食違いの土居」を建設するため六組大庄屋に對して、総勢千人の人足を割当てた¹⁴。

享保一五年、領国内より三五〇〇両の才覚金（高一〇〇石に七兩づつ）を割当て、その徴収方を大庄屋へ命じた¹⁵。

延享三年（一七四六）、江戸屋敷の蔵出火により、高一〇〇石につき三兩余の金子調達が藩から大庄屋・陣屋附庄屋へ要請された。この時の引当は一兩につき二俵半の手形であった¹⁶。このように大庄屋は領内からの才覚金徴収などの単位となった。なお近世後期、才覚金の賦課は間部詮勝の幕閣での昇進により更に頻繁になり、大庄屋の職務に占めるその度合いも増していく¹⁷。

③巡見案内

幕府巡見使、領主や藩役人が組下の村々を廻村する際に、通行案内や休泊の世話をするのも大庄屋の職務であった。

延享三年（一七四六）、巡見使案内役として下新庄組大庄屋平左衛門・中戸ノ口組大庄屋弥左衛門・大屋組大庄屋宇兵衛の各大庄屋が出向いて、郡役長谷川半右衛門・茂木重右衛

門を案内している¹⁸。

④拝借金・拝借米願

寛延元年（一七四八）、中戸ノ口組の組下村々で未進高がかさみ困窮したため、中戸ノ口組大庄屋弥左衛門は「五年賦御貸被下候様」申立て、藩は大庄屋弥左衛門へ五ヶ年賦貸付を行った¹⁹。

寛延二年（一七四九）二月、六組大庄屋および陣屋附庄屋は連名で、悪作が続いたことにより村方が困窮しているので拝借米を願った。さらに、下されることになった拝借米が昨年より減少しているので再度拝借願を出している²⁰。

⑤年貢取立への関与

年貢徴収は藩の重要課題であり²¹、それを納めることは大庄屋の重要な職務の一つであった。

享保九年（一七二四）、藩は年貢取立に關して「正月十日前後より大庄屋共江」へ厳しく申付けた²²。

宝曆二年（一七五二）二月二七日、木本領家組の五ヶ村（現勝山市域）が年貢納方に關して「前々大庄屋取立二而不勝手之筋御座候

二付、御代官様御直納ニ御願申上候」と願ひ出ている²³。ここから触元制以前の大庄屋が年貢取立に関与していたことがわかる。

以上、当該期の大庄屋の職掌を見た。史料の制約により、おおよその把握にとどまったが、その職掌は後述する大庄屋再任時以降のものとは大枠で共通していた。続けて、触元の職掌を見ていこう。

II 触元の職掌

宝暦二年(一七五二)から宝暦十二年(一七六二)まで施行されていた触元役の職掌についてみていく。なお、大庄屋が一斉罷免された²⁴寛延二年(一七四九)一二月から触元が任命される宝暦二年(一七五二)までの約三年間の地方支配については史料が未発掘であり、現在のところ不明である。

さて、以下は触元の職務を史料・自治体史より箇条書きにしたものである²⁵。

- ・宝暦二年 大工手間賃などに関する取り決めに大工棟梁・池田郷中庄屋より水海触元へ提出²⁶
- ・宝暦五年 渡り木地屋より水海触元へ身元

証明提出²⁷

宝暦八年 触元よりの配符村継に遅滞がないように村々請書提出²⁸

宝暦八年 触元・陣屋附庄屋らが飢人への救米願を藩へ上申²⁹

宝暦八年 後藤氏の分銅改めにつき、触元名惣代として下新庄村平左衛門が「御領内二分銅無御座候旨書付」を提出³⁰

宝暦九年 水海触元が神社の由緒書に裏書³¹

宝暦一〇年 江戸上屋敷類焼につき在中へ御用金二〇〇両(引当・利息なし)を賦課、地方役所へ「六ヶ組触元共、両鯖江村

・定次村庄屋」を呼び出し、申渡す³²

宝暦一〇年 公儀巡見につき、触元、両鯖江・定次村庄屋へ領内の山崩・川欠・道橋損についての「吟味書付」提出を申付³³

宝暦一二年 触元、両鯖江・定次村庄屋へ高掛金二〇〇両を仰せ付け³⁴

以上より触元の職掌は、藩命下達、諸願書奥印・裏書、巡見使案内、救恤願、高掛金徴収などであったことがわかる。

また、訴訟の調停についても触元役以前の

大庄屋と同様に重要な役割を果たした。史料

より触元の訴訟調停への関与を見ておこう。

〔史料一〕³⁵

覽

一村々諸願筋軽重共ニ触元奥印形取之指
出可申候

一公事出入等之義ハ双方触元内吟味仕、
内々ニ而取暖可相濟義ハ触元心を添取
計可相濟、若不相濟訴出候ハ、内吟味
之趣触元口上書相添可差出候、重キ義
ハ触元直ニ役所へ出委細吟味之趣可申
達事

一触元役年中入用筆紙墨代銀之儀、庄屋
共相談吟味之上積書役所江吟味請相極
可申事

一郡中割之義は去ル巳年已来之通り、老
組庄屋共之内両三人宛年々代合罷出
割合可仕候、勿論割合銀取集之儀も右
割合に罷出候庄屋共取集、直ニ触元
共へ相渡し可申候、勿論割合相極候上
ニ而触元へ割合趣可申達事

一組割村割致候節、巳年之振合定式之外
臨時入用之筋有之候ハ、役所へ申出
差図之上割合人可申候、触元並庄屋共

私之了簡を以堅割合入申間敷事

一 触元共鯖江並村方へ御用ニ而罷出候節、賄之義其時之帳面記役所江差出し、聞届之上印形取置、右帳面を以割合入可申事

右は今度触元役被仰付候二付、勤方之儀右之通触元共へ申渡置候間可得其意候、尤村方費成義無之様万端吟味可仕候、已上

宝曆式申年

右御書下之写

一 箇条目より、触元は諸願書に奥書をすること、つまり藩への上申文書を把握していたことがわかる。また二箇条目から明らかなように、触元は訴訟に関して役所へ出訴する前に自ら吟味し、当事者が役所に出訴に及ばないように、内済をはたらきかけるように指示されていた。どうしても内済ですまない場合、触元が吟味した口上書を添えて出訴に及ぶか、さらに重大な事件のときには触元が直接役所で詳細を述べるようになっていた。このように触元は在地の実情を把握し、藩の地方支配の負担を軽減するという重要な役割を

果たしていたといえよう。

同じく「史料二」から、諸入用に関して触元がどのように関与していたのかを見ておく。

三箇条目には触元年中入用（筆・紙・墨）

は、組下村の庄屋たちが相談し、積書を作成して役所において吟味を請け、それを決定したとある。つまり、触元の年中入用は、触元が独自に決定できるものではなく、組下村々の庄屋たちによる相談と合意、そして藩役所の承認を経て決定されていた。

四箇条目より、巳年以來郡中割（郡全体に關する入用）は、一組から庄屋三人が年交代で出て割合い、庄屋たちが銀を取り集めたことがわかる。触元には庄屋から集められた銀が差し出されるのみであり、その割合については関与していない。割合について触元は事後報告されるだけである。触元の郡中入用への関与は組下村からの銀の一括収納であり、算用決定については関与しないことになっていた。

触元や庄屋が私的な見解をはさんではならないとされたところ。六箇条目からは、触元の鯖江や村への出張に関する賄い費用は、帳面に記入し役所へ提出、役所で承諾を得てその費用を割合ったことがわかる。

組下村々が負担しなければならぬ触元の費用については、組下村の庄屋と役所の監査を経なければならなかった。郡割では組下村の庄屋の代表が入用の割賦を決定しているのに比べ、触元はその決定の事後報告を受けるだけであること、組割・村割（臨時入用）には触元・庄屋が勝手な判断で割り合うのではなく役所へ届出してから割り合うこと、などを考慮すると触元の入用への関与は低く、各村々での相談に役所の監査が入って、入用が決定していたといえるだろう。

Ⅲ 再任後の大庄屋の職掌

触元が大庄屋として再任された後の職掌について検討する。当該期は、御用留や個別史料などが先の二つの時期より多く残存しているため、その職掌をさらに詳しく見ていく。主として、乙坂組大庄屋千秋家の「御用

日記留(御用留)を検討する。

まず、千秋家と「御用日記留」の説明をしておこう³⁶。「御用日記留」は乙坂組大庄屋である千秋家の当主により作成された。千秋家は寛政四年(一七九二)から明治期まで四代にわたり大庄屋を勤めた。千秋家文書中には文化四年(一八〇七)と明治四年(一八七二)まで六四年間に五九冊の「御用日記留」が残されている(表一参照)³⁷。「御用日記留」は、ほぼ毎年一冊づつ作られ、一月から一二月まで書かれている。

執筆者について。寛政四年から明治に至るまで千秋家では四名が大庄屋となっている。そこで誰がどの「御用日記留」を記述したのかを明らかにしておく。「乙坂組御礼之者共明細帳」(「越前国鯖江問部家文書」・国立史料館マイクロ複製本)によれば、乙坂組の初代大庄屋は角兵衛(のち覚兵衛と改名)であり、寛政四年七月からこれを勤め、文化三年五月依願により大庄屋を退役した。二代目は磯右衛門(文化一〇年頃より覚兵衛、文政六年頃に鶴兵衛と改名)であり、文化三年五月からこれを勤め、文政一三年七月老年につき願の

とおり役儀を差免され、隠居した(天保二年五月病死)。三代目は郡治(天保三年一〇月頃より鶴兵衛と改名)であり、文政一三年七月からこれを勤め、文久元年六月大庄屋在職中に七一歳で病死した。四代目は郡治(慶応三年頃に鶴兵衛、明治二年九月頃に鶴巢と改名)であり、文久元年八月よりこれを勤め、明治を迎えた³⁸。三代目死去後から四代目が

り、さらに文政三年の「御用日記留」には大庄屋退役願があるので、名目上は二代目覚兵衛が大庄屋であったが、実務は三代目郡治が行っていた可能性があることを指摘しておく。

次に形態面について。まず一見して気づくことはその装丁の違いについてである。これは、天保元年の「御用日記留」を境に大別できる。天保元年より前の「御用日記留」をA群(表一、番号一〜一九)とし、天保元年以後のそれをB群(表一、番号二〇〜五九)とすると、A群は表紙も薄手の紙が使われていてとくに裏表紙はない。綴じ方もこよりで右端をとしているだけである。また、表題も「大庄屋御用留」や「御用日記留」が用いられている。そして唯一、一冊に二年分が記述されているものもある。それに対しB群は厚手の表紙・裏表紙がつき、糸で和綴じされている。表題もほぼ「御用日記留」に固定されている。また、寸法もA群のものよりひとまわり大きく、ページ数(マイクロフィルムの撮り数)もかなり増えている。さらに、A群では表紙に「乙坂組大庄屋千鶴覚兵衛」な

どの記述があるが、B群では裏表紙に「大庄屋千秋鶴兵衛」などの記述がある。そして、弘化や安政の「御用日記留」の表紙には、藩の改革仕法や困窮者への御救、さらに変死の「検使」についての記載など、「御用日記留」のなかに特筆すべき事柄があるときには、それを示す文章が記されていることが多いのも特徴的である。

このような「御用日記留」のうち、文化一一年と天保元年の二冊をサンプルとして内容を検討していく。この二冊を選択した理由は、先述のように形態上の変化と執筆者の違いによる。

千秋家の「御用日記留」の内容は主に組下村からの藩への上申、大庄屋からの藩への上申、触など藩からの下達、大庄屋の覚、などに大別できる(表二参照)。以下、二年分の「御用日記留」をそれぞれ検討しよう。

【文化一一年「御用日記留」の検討】

まず、文化一一年の「御用日記留」より検討していきたい。文化一一年の「御用日記留」の総件数は七九件である。そのうち件数の多い大庄屋の覚の中で、他領大庄屋関係の項目

野尻 鯖江藩大庄屋の職掌について

や御救いなど救恤関係の項目が注目される。これは前者が領主他領通行時の、鳥目下賜などについて他領大庄屋から千秋鶴兵衛宛の受取(八件)・他領大庄屋への連絡の雛形(二件)、他領大庄屋書上(二件)である。後者が領主からの、金品下賜の割当(七件)・困窮者や火事による被災者への御救(三件)である。拝借金・下賜される金品は組ごとに割

当られ、さらに組下村ごとへの割当内訳が書上げられ、村名の下に押印されている場合がある。また、質地争論に関する書類を書き留め、争論の経過を把握し、その仲裁のための立会人を周旋している。以上のことより、大庄屋が形式的ではあるが他領大庄屋と関係していたことや「御用日記留」が村ごとに下賜される金品・拝借金を記録していたこと、争論の調停などが大庄屋の職務の一つであったことを確認できる。

藩からの下達文書について。文化一一年七月に鯖江藩六代目藩主間部詮允が死去し、末弟の詮勝が家督を相続した。そのためこの年の藩からの下達文書はそれらに関係する触・達が多くあり、下賜についての記述も家督相

続に関する祝儀であることが多い。なお、藩からの下達文書の発給主体は郡奉行やその支配下の代官であることが多いが、場合によっては勘定奉行、寺社奉行が加わり三奉行連署でこれを発している。

組下村からの上申について。組下上申のなかで最も件数が多いのは養子婚姻関係(一二件)である。これには「乍恐」という表題があり(省略されていると思われる)、本文(どの誰で何歳かが記されている)、願主の名前・村役人名(単に「村役」と記されていることもある)が書かれている。本文は居住地・名前・年齢のほかを「同断」で省略していることもある。年月日は記されていないことが多い。このような表題、本文、願主・村役人名といった記載形式で記されているものには家作願、引越・他国出願、村方普請願、火事届などがある。ただし、火事届には

右之通奉願候二付吟味仕候処相違無御座候
間奥印差上申候 以上

御役所 乙坂組 大庄屋 覚兵衛 印

という奥書が記されている。このような奥書

については後述する。組下からの上申文書が「御用日記留」に記録されているということ、文書が大庄屋のもとを通過してから藩庁に提出されたことを示している。以上より大庄屋の取次のな役割、人別など在地における民衆の動向を把握しようとしていたことが窺える。

最も件数の少なかった大庄屋の上申文書について。その内容は奉書運上の雛形(一件)、殿様送葬につき伺い(一件)、大庄屋退役願雛形(一件)である。いずれも大庄屋の職務に關係するものであり、千秋家個人に關係する私的な記載は「御用日記留」のなかには見られなかった。

【天保元年「御用日記留」の検討】

つぎに天保元年の「御用日記留」について検討する。この「御用日記留」の記載内容は天保二年であるが、表紙に「天保元年」と記されているので、以後とくに断らない限り便宜上、天保元年と表記する。年号と記載内容のズレは、改元の關係で年号表記が混乱したものと思われる。天保元年の「御用日記留」の総件数は一四七件である。文化二年の「御

用日記留」と比べて総件数は顕著な増加を見せているものの、項目数自体はそれほど増えていない。

圧倒的に件数の多かった組下村からの上申文書について。ここで特徴的なのは、数点を除いて全てに大庄屋千秋郡治の奥書があることである。この奥書は先述の火事届のものとはほとんど同一であるか、多少本文の状況をよく表す文言になっている。いずれにしても形式的なものである。この形式的な奥書が、婚姻や材木伐採といった「御用日記留」の多くを占める組下からの上申文書に記載されるようになるのは天保元年の「御用日記留」からである。それ以前の「御用日記留」のなかで、

奥書は火事届・荒地見分差出帳・村役人選出といったもののみ書かれている。なぜ天保期以前の「御用日記留」の上申文書の多くに奥書が書かれないのかは判然としないが、天保元年以前は形式的であるがゆえに省略されていた可能性も考えられる。つまり、実際の藩庁に提出する文書には奥書が書かれていたが、「御用日記留」には記されていないかつたとも想定しうる。というのは、天保期以前の

「御用日記留」には、上申文書が提出されるべき「御役所」という宛所も奥書と同じく記載がないからである。

他の点に関しては、天候不順に起因して、堤防の損壊・修復、御救願が多いこと、さらに村役人の退役・跡役が注目される。とくに村役人の跡役については、願書で村から数人の候補者を立てて大庄屋が奥書で一名を推薦する形式をとっている⁴⁰。

大庄屋の上申について。上申文書の多くは、先述の天候不順による村方の実情を述べ、藩へ対策を促すというものである。他には困窮者を認定し彼らへの救済を願ったり、礼席者の取立てや長寿者の具申がある。

大庄屋・組下下達について。ここでは上申文書で多かった御救などの勸農・救恤対策についての控(御救米の分配など)が多く記されている。他に検見費用の各組下村負担分の控もある。また、「その他」の項目には大庄屋の親死亡による忌引き用状の控や酒屋株書上、諸職人の物品供出についての覚がある。藩への年始御礼の様子も詳細に記されている。

藩からの下達について。この年は二件しか

記載がなく、それは、博奕禁止と触の組下村への徹底・請書提出である。前者が「御奉行様」(郡奉行と思われる)より出されており、後者が「御代官様四人」より出されている。

年毎の実情を多く反映する御用留であるので、二年分の考察では十全でなく、近年指摘されている御用留研究の問題点⁴¹に関して依然として課題を残すものであるが、吉田氏の先行研究と合わせれば、鯖江藩大庄屋の基本的な職務は明らかにできたと考えてよからう。

最後に、千秋家の二冊の御用留で確認できなかった大庄屋の職務や特徴について述べておきたい。

組下村の共通意思形成については不明であるが、臨時に寄合い、意思形成していた可能性は文化一四年(一一八一七)の御用金反対意見陳情から推察できる⁴²。廻状などの組下村間の恒常的な伝達ルートは未確認であるが、虚無僧勧化に対する六組全体での仕切関係があり、それは廻状によってなされていたので⁴³、一定の伝達ルートは存在したと考えられ

る。

文政一〇年(一八二七)六月、轟井組において「御才覚金被仰出候たび毎組中割合二致候而者不出來之村方茂有之候」と組下村々で才覚金の工面が困難となったとき、組下村々では「大庄屋殿・惣代中井庄屋中之内二而何様ニモ相働御上納被下候様御頼申上候」と組下村に代わって大庄屋らによる才覚金の上納を働きかけた⁴⁴。大庄屋や村役人は組下村々より経済的支援を求められていた。

天保一五年(一八四四)には、木本領家組において組下村の西俣村で未進金が嵩んだため、同組大庄屋杉本弥三右衛門が「御氣之毒御不便ニ被思召、厚キ御心配金主先御聞調之上御口入庄屋元迄御貸渡被下」と金主を斡旋して貸付の助成をしている⁴⁵。

このように大庄屋は藩への拝借金願を上申するほかに、組下村の才覚金上納を肩代わりしたり、貸金の金主を紹介したりといった経済的支援を行っており、管轄村に対して責任を負っていた。

また、大庄屋交代による文書引継に際し、他組の大庄屋が立ち会ったり、組下村の庄屋

交代に際し、その立会として他村の庄屋を呼び出したりもしている⁴⁶。文書管理などの行政の引継ぎにも大庄屋が大きく関与していた⁴⁷。

おわりに

鯖江藩大庄屋の職掌は、上意下達、下意上申、年貢取立、人足徴集、争論調停、村役人選出など多岐にわたっていた。大庄屋の組入用・郡中入用への関与は不明であるが、触元時代には入用について役所の監査が恒常的に入っており、自律的な運営とは言い難い。ただし、これは実態面の検討を欠いているのである。これは今後の課題としたい。大庄屋制施行時から触元制そして再び大庄屋制へと一四〇年以上にわたり、その制度が改変しても職掌自体は大枠において変化がなかったといえる。このような職掌を有する鯖江藩大庄屋であるが、大庄屋や組下村庄屋が寄合うような会所が設けられたことは確認できなかった。大庄屋が拝借米や御用金反対を願うことはしばしばあったが、嘆願闘争の中心となり広域的・持続的な闘争を組織したことも見られなかつ

た。鯖江藩は藩領が散在していたため地方支配の負担が大きく、この負担を軽減する在地の行政事務請負として大庄屋を藩政機構に組み込み、地方支配を実現しようとしたといえよう。また一方、大庄屋が在地の状況を把握していたことも窺える。

なお、間部詮勝が藩主に就任し、その後老中へと昇進するなかで御用金賦課の大庄屋職務中に占める割合が大きくなったことは先行研究が指摘するところである。この重要な問題については、大庄屋と藩および地域との関係とあわせて機会を改めて論じるつもりである。

1 越前国内の大庄屋についての先行研究や基礎的データについては、拙稿「越前国における大庄屋について」『福井県史研究会会報』第五号、二〇〇二年、掲載予定）を参照。

2 志村洋氏の一連の研究が挙げられよう。とりあえず、志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」『歴史学研究』七二九、一九九九年、同「近世大庄屋研究の現状と課題」(渡辺尚志編『近世地域社会論』、岩田書院、一九九九年)などを参照。

3 吉田毅「鯖江藩大庄屋の一考察」(福井県地域史研究)八、一九七八年。

4 浅井潤子「鯖江領における村落行政の一斑」(史料館研究紀要)九、一九七七年、同「鯖江藩の領国経営と地方支配」(『日本歴史』三六七、一九七八年)。

5 『国史大辞典』の「大庄屋」の項を参照。

6 大庄屋などの中間支配機構の御用留についての研究に、籠橋俊光「御用留に見る水戸藩大庄屋・山横目の御用」(茨城県史研究)七九、一九九七年)、渡辺尚志「文化・天保期の大庄屋と地域社会」(渡辺尚志編『近世地域社会論』、岩田書院、一九九九年)などがある。

7 『間部家文書』第三巻、解説三四頁。例えば、千秋家文書(福井県立図書館寄託)、福岡家文書(福井県史マイクロ複製本)、窪田家文書(国立史料館マイクロ複製本)などの御用留がそれぞれ連年で残存している。なお、千秋家文書の御用留の多くは国立史料館のマイクロ複製本にもなっている。また、これら御用留に関する研究成果としては、下新庄村福岡家の御用留から通婚圏と結婚年齢に関する数量分析を行ったものがある(『福井県史』通史編四、七六四～七六六頁)。

8 本稿作成のための史料調査で、千秋家の御用留の確認を行ったところ、いわゆる「雑」の分類より表紙欠や前欠の御用留と思われる史料を数点発見

した。過去の時間的制約を大きく受けつけた史料調査・整理や史料そのものに対する認識不足から一部欠如した御用留が「雑」に分類されたと思われる。

「雑」の分類にされた文書の再検討が必要であろう。この点に関しては、青木美智男「文化文政期の民衆と文化」(文化書房博文社、一九八五年)第六章「民衆的立場からの近世地方文書論」の「雑」文書の再生が必要」の項を参照。

9 窪田家文書「日記」(国立史料館マイクロ複製本)。

10 『鯖江市史』通史編上巻、五〇一～五一〇頁。

11 享保七年五月一日「指上申証文之事」(福岡家文書、福井県史マイクロ複製本F・二八八)。

12 延享四年二月「指上申一札之事」(福岡家文書、福井県史マイクロ複製本F・二八八)。

13 窪田家文書「日記」(国立史料館マイクロ複製本、史料番号一〇)。

14 『間部家文書』第二巻、解説二〇・一頁。『鯖江市史』通史編上巻、五八二・三頁。

15 前掲註四、浅井論文(一九七八年)五頁。

16 前掲註一三。

17 前掲註四、浅井論文(一九七八年)参照。また、鯖江藩の大坂借財を考察するなかで御用金にふれたものに、藤村聡「越前鯖江藩と大坂金主の借財交渉」・「越前鯖江藩の専売制と御用金徴収」(同「近世中央市場の解体」、清文堂、二〇〇〇年)が

- ある。
- 18 前掲註一三。
- 19 『間部家文書』第三卷、一五〇・一頁。
- 20 窪田家文書「日記」(国立史料館マイクログ複製本、史料番号一三)。
- 21 鯖江藩では、立藩直後の享保六年に年貢減免を求めた強訴が発生している。強訴と大庄屋制との関連については、別稿にて論じる予定である。
- 22 『間部家文書』第二卷、一六七頁。
- 23 「二三 庄屋越度につき五か村赦免願」(勝山市史「資料篇第三卷、五三二・二三頁)。
- 24 大庄屋の一斉罷免から触元任命、大庄屋制再施行までは前掲註四の浅井論文(一九七八年)五〇七頁を参考にした。管見の限り、同論文で使用された史料のほかに大庄屋制の変遷に関する史料は見当たらない。
- 25 『池田町史』を参考にしたが、同書の記述には史料の所在など不明瞭な点が多かったことを付記しておく。
- 26 「池田郷大工定証文の事」(『池田町史』史料編、六七・八頁)。
- 27 「指上申一札の事」(『池田町史』史料編、六五六・七頁)。
- 28 窪田家文書「日記」(国立史料館マイクログ複製本、史料番号二〇)。
- 29 『間部家文書』第三卷、二二七・八頁。
- 30 『間部家文書』第三卷、二三〇・一頁。
- 31 『池田町史』史料編、二二〇頁。
- 32 『間部家文書』第三卷、二四八頁。
- 33 同右。
- 34 『間部家文書』第三卷、二六四・五頁。
- 35 「五 触元役動方につき書下し覚」(勝山市史「資料篇第三卷、六七五・六頁)。
- 36 『福井県史』資料編五卷、千秋勝稔家文書解題もあわせて参照されたい。
- 37 千秋家文書(福井県立図書館寄託)。註八でも先述したが、本稿作成の史料調査で国立史料館マイクログ複製本に収録されていない御用留(表紙など欠)も発見されている。
- 38 改名については「御用日記留」における大庄屋名の記載の変化を参考にした。
- 39 万延二年の「御用日記留」には、「御間合」を仰せ付けられた福岡氏が乙坂組の「組ち種々願達仕候儀」を「日記ニ認置」き、それを大庄屋役に就いた千秋氏に渡したとある。そして、千秋氏はその「御間合中書物類日記留」をもとに福岡氏が代行了した二ヶ月分の記事を「御用日記留」に「書写」した。
- 40 大庄屋による村役人選出については別稿で詳しく述べたい。
- 41 前掲註六、籠橋論文参照。
- 42 千秋家文書文化一四年「御用日記留」(福井県立図書館寄託)。
- 43 千秋家文書文化七年「御用日記留」(福井県立図書館寄託)。
- 44 「四 轟井組才覚金割合ニ付極証文」(五 轟井組才覚金ニ付示談一札)(今立町誌「史料編第一卷、三五一〜三五四頁)。
- 45 「二二 村方金子借用口入につき連印証文」(勝山市史「資料篇第三卷、五四四・五頁)。
- 46 「覚」(岡文雄家文書、福井県立博物館寄託、史料整理番号三二九九)。
- 47 『池田町史』史料編、六三九〜六五一頁。

【付記】

本稿作成のための史料閲覧にあたり、福井県立図書館司書長野栄俊氏にはたいへんお世話になりました。末筆ながらここに感謝を記します。

表一 千秋家文書「御用日記留」

番号	年代	表題	コマ数	寸法cm(タテ×ヨコ)	マイクロNo.	備考
1	文化4年(1807)	大庄屋御用留	未確認	25.5×17.0	なし	表紙に「乙坂組」[磯右衛門]とあり
2	[文化7年(1810)]	表紙破損大	70	23.9×16.6	なし	裏表紙なし はさみこみ3点あり 本文中に「磯右衛門」あり
3	文化8年(1811)	乙坂組御用日記	未確認	24.7×17.3	なし	表紙に「印」2つあり
4	文化9年(1812)	大庄屋御用留	71	25.0×16.9	1	表紙に「ニケ年相用ひ」ほか文言あり記載内容は文化9・10年の2年分
5	文化11年(1814)	御用日記	58	24.9×17.1	2	
6	文化12年(1815)	御用日記留	未確認	24.5×16.3	なし	表紙に「乙坂組大庄屋千秋覚兵衛(印)」あり
7	文化13年(1816)	御用日記留	52	24.8×17.0	3	表紙に「乙坂組大庄屋千秋覚兵衛」ほか文言あり
8	文化14年(1817)	大庄屋御用留	46	24.8×16.8	4	
9	文政2年(1819)	大庄屋御用留	66	25.5×16.3	5	
10	文政3年(1820)	御用日記留	61	24.7×17.0	6	表紙に「乙坂組大庄屋千鶴覚兵衛」あり
11	文政4年(1821)	御用日記留	62	24.8×17.0	7	表紙に「乙坂組」[大庄屋千秋覚兵衛]あり
12	文政5年(1822)	御用日記留	未確認	25.1×16.9	なし	表紙に「乙坂組」[大庄屋千秋覚兵衛]あり
13	文政6年(1823)	御用日記留	90	25.2×16.3	8	表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」ほか文言あり
14	[文政7年(1824)]	表紙欠	75	25.5×17.4	なし	裏表紙なし
15	文政8年(1825)	御用日記留	54	25.1×16.7	9	表紙に「乙坂組大庄屋千鶴鶴兵衛」ほか文言あり
16	文政9年(1826)	御用日記留	54	25.2×16.6	10	表紙に「乙坂組大庄屋」[千鶴鶴兵衛]文言あり
17	[文政11年(1828)]	表紙欠	54	25.4×16.9	なし	記載は26コマ分のみ 残りは白紙 10月で記載終了
18	文政12年(1829)	御用日記留	82	28.8×20.5	11	表紙に「千秋郡治」とあり
19	文政13年(1830)	御用日記留	80	29.0×20.0	12	
20	天保元年(1830)	御用日記留	159	28.8×20.3	13	和綴 記載内容は天保2年(1831)
21	天保3年(1832)	御用日記留	146	28.5×19.9	14	和綴
22	[天保4年(1833)]	表紙欠	145	28.5×20.2	50	和綴 最後の見開きに「千秋鶴兵衛」とあり はさみこみ1点あり
23	天保5年(1834)	御用日記留	128	28.5×19.5	15	和綴 最後の見開きに「千秋鶴兵衛」とあり
24	天保6年(1835)	御用日記留	121	28.8×20.1	16	和綴 最後の見開きに「千秋鶴兵衛」とあり
25	天保7年(1836)	御用日記留	166	29.2×19.5	17	和綴
26	天保8年(1837)	御用日記留	161	28.9×19.1	18	和綴
27	天保9年(1838)	御用日記留	141	28.6×19.0	19	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
28	天保10年(1839)	御用日記留	95	28.5×18.4	20	和綴 表紙に文言あり裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
29	天保12年(1841)	御用日記留	118	29.0×19.3	21	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
30	天保13年(1842)	御用日記留	120	28.2×18.9	22	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
31	天保14年(1843)	御用日記留	111	28.8×18.8	23	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
32	天保15年(1844)	御用日記留	110	28.5×19.1	24	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
33	弘化2年(1845)	御用日記留	115	28.9×19.0	25	和綴 表紙に文言あり裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
34	弘化3年(1846)	御用日記留	119	28.9×19.0	26	和綴 表紙に文章あり 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
35	弘化4年(1847)	御用日記留	118	29.6×19.4	27	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
36	弘化5年(1848)	御用日記留	118	29.1×19.5	28	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
37	嘉永元年(1848)	御用日記留	108	29.1×19.3	29	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり記載内容は嘉永2年(1849)
38	嘉永3年(1850)	御用日記留	120	29.5×19.5	30	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
39	嘉永4年(1851)	御用日記留	115	29.2×19.4	31	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
40	嘉永5年(1852)	御用日記留	117	28.9×19.0	32	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
41	嘉永6年(1853)	御用日記留	115	28.8×19.0	33	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
42	嘉永7年(1854)	御用日記留	119	28.9×18.8	34	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
43	安政2年(1855)	御用日記留	109	28.8×18.9	35	和綴 表紙に文章あり
44	安政3年(1856)	御用日記留	115	29.8×19.4	36	和綴 表紙に文言あり裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
45	安政4年(1857)	御用日記留	未確認	28.4×19.2	なし	和綴 表紙に文章あり
46	安政5年(1858)	御用日記留	未確認	28.5×19.1	なし	和綴 表紙に文章あり
47	安政6年(1859)	御用日記留	113	28.7×19.1	37	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
48	安政7年(1860)	御用日記留	116	28.9×19.5	38	和綴 表紙に文章あり裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
49	万延2年(1861)	御用日記留	117	28.9×19.0	39	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴鶴兵衛」とあり
50	文久2年(1862)	御用日記留	117	28.7×19.0	40	和綴 裏表紙「大庄屋千鶴郡治」とあり
51	文久3年(1863)	御用日記留	129	29.0×19.3	41	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴郡治」とあり
52	文久4年(1864)	御用日記留	150	29.0×18.7	42	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴郡治」とあり
53	元治2年(1865)	御用日記	162	28.7×18.5	46	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴郡治」とあり
54	慶応2年(1866)	御用日記留	161	28.6×18.3	43	和綴 裏表紙に「大庄屋千鶴郡治」とあり
55	慶応3年(1867)	御用日記留	158	28.7×18.2	44	和綴 裏表紙に「千鶴氏」とあり
56	慶応4年(1868)	御用日記留	121	28.6×18.2	45	和綴 裏表紙に「千鶴氏」とあり
57	明治2年(1869)	御用日記留	137	28.6×18.3	47	和綴 裏表紙に「千鶴氏」とあり
58	明治3年(1870)	御用日記留	140	28.3×18.1	48	和綴 裏表紙に「千秋氏」とあり
59	明治4年(1871)	御用日記留	137	28.5×18.1	49	和綴 裏表紙に「千秋氏」とあり

福井県立図書館「千鶴家文書」、国立史料館「F7303越前国丹生郡上糸生村千鶴家文書」より作成。なお、左記の上糸生村は乙坂村の間違い。

注1 マイクロNo. は国立史料館の「F7303越前国丹生郡上糸生村千鶴家文書」のもの。

注2 マイクロNo. が「なし」のものはマイクロ収集されていないことをあらわす。

注3 原本は福井県立図書館に寄託されている。

注4 コマ数は見開きを1コマとし、表紙や裏表紙も含む。

表二 御用留の内容について

文化11年「御用日記留」の内容分布

	組下上申	大庄屋上申	藩より下達	大庄屋覚・組下下達	合計	
1				4	4	
2		1		1	2	
3				1	1	
4	12				12	
5	6				6	
6	2				2	
7				11	11	
8	2				2	
9	5				5	
10	1			10	11	
11	1				1	
12			8	3	11	
13		1		1	2	
14			1		1	
15		1			1	
16					0	
17				1	1	
18	2				2	
19				2	2	
20				1	1	
21				1	1	
	合計	31	3	9	36	79

野尻 鯖江藩大庄屋の職掌について

天保元年「御用日記留」の内容分布

	組下上申	大庄屋上申	藩より下達	大庄屋覚・組下下達	合計	
1	4	2		2	8	
2		1		1	2	
3				1	1	
4	21	1			22	
5	8				8	
6	5				5	
7					0	
8	4				4	
9	9	1		1	11	
10	11	2		7	20	
11	7				7	
12			2		2	
13	1	2		3	6	
14		1			1	
15					0	
16	1	1			2	
17	1	1		4	6	
18	12	7			19	
19					0	
20	2				2	
21		1		2	3	
22	1				1	
23		2			2	
24				1	1	
25		1			1	
26	5	1		7	13	
	合計	92	24	2	29	147